

# 施設基準等揭示事項

## 管理者

永田 智

## 保健医療機関

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

## 指定医療機関

当院は下記医療機関に指定されています。

- ・ 保険医療機関
- ・ 労災保険指定医療機関
- ・ 生活保護法指定医療機関
- ・ 被爆者一般疾病指定医療機関
- ・ 難病指定医療機関

## 届出施設基準

当院は九州厚生局長に下記の施設基準の届出を行っております。

### ○基本診療料

- ・短期滞在手術等基本料 1

### ○特掲診療料

- ・緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- ・緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・緑内障手術（濾過胞再建術（needle法））
- ・ロービジョン検査判断料

## 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することとしています。

また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行することとしています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるも

のですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合の  
その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口  
にてその旨お申し出下さい。

### 院内掲示が義務付けられている手術件数

（令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日における手術実施件数）

|                        |      |
|------------------------|------|
| 硝子体茎頭微鏡下離断術（網膜付着組織を含む） | 43 件 |
| 硝子体茎頭微鏡下離断術（その他）       | 18 件 |
| 増殖性硝子体網膜症手術            | 2 件  |